



平成30年6月21日

海上保安庁 関門海峡海上交通センター

「海の管制官」の職場を直接見学してみませんか？

海上保安庁では、平成30年4月 全国の海上交通センターで勤務する「運用管制官」を専門的に養成するため、海上保安学校（京都府舞鶴市）に「管制課程」を新設しました。

実際の運用管制官の仕事を知っていただくため、海上保安学校管制課程の受験を検討している学生・生徒さん達などを対象に、関門海峡海上交通センター職場見学会を開催いたします。

多数のご応募・ご参加をお待ちしています。

- 1 日 時：平成30年7月7日（土）
午前10時～午前11時45分頃
午後1時30分～午後3時15分頃
応募者多数の場合は、7/14（土）に追加開催予定です。
- 2 場 所：関門海峡海上交通センター
（福岡県北九州市門司区松原2-10-11）



- 3 内 容：運用管制官の業務説明、業務状況の見学
運用管制官の体験談、質問コーナー など

- 4 対象者：海上保安学校管制課程の受験を検討している高校生、専門学校生、大学生など
海上保安学校管制課程に関心がある高校生、専門学校生、大学生など

- 5 申込方法：電子メールまたはFAXにより事前申込みをお願いします。（別紙参照）

- 6 申込期限：平成30年7月3日（火）

7 見学・申込にあたっての注意点

- ・同行者（保護者、先生など）は、見学者1名につき2名までとさせていただきます。
- ・申込みのあったすべての方に、見学会前日までに確認のお電話を申し上げます。
- ・応募者多数の場合は、時間または見学日の変更をお願いすることがあります。

【海上交通センターとは】

船舶の安全運航に必要な情報の提供と航行管制を一元的に行うことにより、ふくそう海域における海上交通の安全を図るため、海上保安庁が全国7箇所（東京湾・伊勢湾・名古屋港・大阪湾・備讃瀬戸・来島海峡・関門海峡）に設置している組織です。

【管制課程・運用管制官とは】

管制課程は、船舶交通を管制する業務に関する知識・技能を修得する課程です。卒業後は運用管制官として海上交通センターで勤務し、船舶が安全に航行できるようレーダーなどにより船舶の動静を監視し、無線（日本語と英語）による情報提供や法令に基づいた管制業務を行うスペシャリストです。



業務を行う運用管制官

本件に関するお問い合わせは 平日の午前9時～午後5時の間に
電話：093-381-6699 関門海峡海上交通センター整備課
管理係 おおつき たきつ までお願いいたします。



見学については、事前に電子メールまたはFAXにより以下の項目についてご連絡をお願いいたします。

（FAXで申し込まれる場合は、この用紙に記入のうえ返信いただいても結構です。）

申込先：関門海峡海上交通センター 整備課管理係 あて
e-mail：jcg7kanmonseibi1-8q5j@mlit.go.jp
FAX：093-381-6699（電話と同じ番号です）



【申込期限】：平成30年7月3日（火）

申込に必要な事項

- ・氏名（ふりがな）：
- ・学校名：
- ・学科名：
- ・学年（年令）：
- ・お住まいの市区町村名：
- ・電話番号（携帯電話も可）：
- ・同行者の氏名及び間柄：
（同行者がある場合のみ）
- ・希望する時間帯： 10:00～11:45 13:30～15:15 どちらでも可）

応募者多数の場合は時間または見学日の変更をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。